

新潟市潟東ゆう学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 51 号

新潟市潟東ゆう学館条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟市潟東ゆう学館条例（平成 16 年新潟市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「相談室」を「大広間及び相談室」に改める。

別表中「大広間及び浴室」を「浴室」に改める。

第 2 条 新潟市潟東ゆう学館条例の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（開館時間）

第 5 条 ゆう学館（福祉棟に限る。）の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

1 浴室

区分		単位	使用料の額（1人につき）（円）
市内に 住所を 有する 者	60歳 以上の 者	定期利用券以外の利用	1回 120
		定期利用券による利用	1か月 600
			6か月 3,600
			1年 6,000

60歳未満の者	小・中学生及び乳幼児以外の者の利用	1回	300
	小・中学生の利用	1回	140
	乳幼児の利用	1回	無料
市外に住所を有する者	小・中学生及び乳幼児以外の者の利用	1回	540
	小・中学生の利用	1回	140
	乳幼児の利用	1回	無料

備考 この表において「小・中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

2 和室

区分	単位	使用料の額（1室につき）（円）
市内に住所を有する者の利用	1回	760
市外に住所を有する者の利用	1回	1,270

3 機能訓練室及びデイホーム室

施設名	単位	使用料の額（円）
機能訓練室	1時間	440
デイホーム室	1時間	440

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新潟市潟東ゆう学館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市潟東ゆう学館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した定期利用券は、当該定期利用券に記載された有効期限内に限り、施行日以後においても、使用することができるものとする。